

令和4年瀬戸市議会12月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第59号議案	瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例の廃止について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第2係
1 条例廃止の理由	瀬戸市勤労青少年ホームを廃止する必要があるため。
2 条例廃止の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>勤労青少年福祉法の一部改正により、勤労青少年のみならず青少年全般の雇用の促進等を目的とした法に改正され、これに伴い勤労青少年ホームに係る規定が削除されている。また、本条例における設置目的である「勤労青少年の健全な育成と福祉の増進」の場に対応する様々な取組が、公民館を始めとする市内各地で行われていること等から勤労青少年ホームとしての役割は果たしたと考えられるため、本条例を廃止するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例廃止に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
4 条例廃止に伴う影響、効果等	今後、施設の運営管理は陶原公民館として行う。

第60号議案	瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について																									
担当課・係名	行政課 事務管理係																									
<p>1 条例改正の理由</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正を考慮し、これに準じて選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費を改正するに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>																										
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費（自動車の借入れ契約及び燃料供給の契約）の限度額を引き上げるもの</p> <table border="1" data-bbox="341 871 1390 1043"> <thead> <tr> <th>一般運送契約以外の契約</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車借入れ費用（1日当たり）</td> <td>16,100円</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>燃料費（1日当たり）</td> <td>7,700円</td> <td>7,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 選挙運動用のポスターの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるもの</p> <table border="1" data-bbox="341 1133 1390 1339"> <thead> <tr> <th>選挙運動用ポスター</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙運動用ポスター作成単価（1枚当たり）</td> <td>541円31銭</td> <td>525円6銭</td> </tr> <tr> <td>選挙運動用ポスター加算額</td> <td>316,250円</td> <td>310,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 選挙運動用のビラの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるもの</p> <table border="1" data-bbox="341 1429 1390 1581"> <thead> <tr> <th>選挙運動用ビラ</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙運動用ビラ作成単価（1枚当たり）</td> <td>7円73銭</td> <td>7円51銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>			一般運送契約以外の契約	改正後	改正前	自動車借入れ費用（1日当たり）	16,100円	15,800円	燃料費（1日当たり）	7,700円	7,560円	選挙運動用ポスター	改正後	改正前	選挙運動用ポスター作成単価（1枚当たり）	541円31銭	525円6銭	選挙運動用ポスター加算額	316,250円	310,500円	選挙運動用ビラ	改正後	改正前	選挙運動用ビラ作成単価（1枚当たり）	7円73銭	7円51銭
一般運送契約以外の契約	改正後	改正前																								
自動車借入れ費用（1日当たり）	16,100円	15,800円																								
燃料費（1日当たり）	7,700円	7,560円																								
選挙運動用ポスター	改正後	改正前																								
選挙運動用ポスター作成単価（1枚当たり）	541円31銭	525円6銭																								
選挙運動用ポスター加算額	316,250円	310,500円																								
選挙運動用ビラ	改正後	改正前																								
選挙運動用ビラ作成単価（1枚当たり）	7円73銭	7円51銭																								
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の4、第109条の8及び第110条の4</p>																										
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられた。両条例においても公営に要する経費に係る限度額が定められており、国政選挙と同額とすることで適正な公営費負担となる。</p>																										

第 6 1 号議案	瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例の制定 について
担当課・係名	行政課 法務係
<p>1 条例制定の理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報に係る審査請求の諮問機関について行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の規定による機関である旨の規定がされたこと等に伴い、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営について定める必要があるため。</p>	
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 審査会の担当事務</p> <p>(ア) 情報公開条例、個人情報の保護に関する法律等の規定による諮問に応じ調査審議し、又は必要な意見を述べること。</p> <p>(イ) 特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</p> <p>(ウ) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに個人情報取扱事務に関する状況の報告を受けること。</p> <p>イ 審査会の組織、会議等について規定するもの</p> <p>ウ 審査会への提出資料の写しの交付等に係る手数料を定めるもの</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例制定に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項</p> <p>(2) 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 1 条第 4 項</p>	
<p>4 条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>これまで瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則に基づき運営されていたものを条例で規定するもので、審査会への提出資料の写しの交付等に係る手数料について新たに規定したものを除き、取扱いに変わるものはない。</p>	

第 6 2 号議案	瀬戸市個人情報保護法施行条例の制定について
担当課・係名	行政課 事務管理係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱い等の必要な事項を定める必要があるため。</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 事業者及び市民が個人情報を取り扱うに当たり、その責務について規定する。</p> <p>イ 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、又は個人情報を目的以外の目的で利用し、若しくは外部に提供するときは、市長に届け出なければならないこととする。</p> <p>ウ 条例で定める開示情報を瀬戸市情報公開条例第 7 条第 2 号ウに掲げる情報（個人情報の保護に関する法律により開示することとされている情報を除く。）とする。</p> <p>エ 保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とすること及び開示文書の写し等の交付時における当該写し等の作成等に要する費用を負担することとする。</p> <p>オ 開示決定等の期限について、保有個人情報の開示請求のあった日の翌日から起算して 14 日以内とし、正当な理由がある場合の期間延長を 30 日以内とし、最長で開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内とする。</p> <p>カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとする。</p> <p>キ 毎年度、法及びこの条例の運用状況を公表することとする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設けるもの。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>個人情報の保護に関する法律において市に委任された事項等を定めることで、本市の個人情報に係る運用方法が具体的となる。</p> <p>この条例の制定に伴い廃止となる瀬戸市個人情報保護条例に基づき実施していた個人情報の事務について、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき実施することとなる。</p>

第 6 3 号議案	瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例の制定について															
担当課・係名	行政課 事務管理係															
<p>1 条例制定の理由</p> <p>行政不服審査法に基づき、審査請求が係属している事件に係る提出書類等又は主張書面若しくは資料の写しの交付手数料等について定める必要があるため。</p>																
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 審査請求人等が提出書類等、主張書面又は資料の写し等（以下「書面等」という。）の交付を受けるために納付しなければならない手数料の額を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 819 1386 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="284 819 855 880">種別</th> <th data-bbox="860 819 1386 880">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 887 703 1050" rowspan="2">日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合</td> <td data-bbox="708 887 855 965">白黒</td> <td data-bbox="860 887 1386 965">1 枚につき 1 0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 972 855 1050">カラー</td> <td data-bbox="860 972 1386 1050">1 枚につき 5 0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1057 855 1162">A 3 判を超える大きさの用紙を用いる場合</td> <td data-bbox="860 1057 1386 1162">A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="284 1169 1386 1249">備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 書面等の交付を受ける審査請求人等が、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額又は免除することができることとする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とする。</p>			種別		金額	日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1 枚につき 1 0 円	カラー	1 枚につき 5 0 円	A 3 判を超える大きさの用紙を用いる場合		A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。	備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。		
種別		金額														
日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1 枚につき 1 0 円														
	カラー	1 枚につき 5 0 円														
A 3 判を超える大きさの用紙を用いる場合		A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。														
備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。																
<p>3 条例制定に係る根拠法令</p> <p>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 3 8 条第 4 項及び第 5 項並びに第 7 8 条第 4 項</p>																
<p>4 条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>行政不服審査法により条例で定めることとされている事項を定めることで、本市の定める内容が具体的となる。</p>																

第 6 4 号議案	瀬戸市行政不服審査会運営条例の制定について
担当課・係名	行政課 法務係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>瀬戸市行政不服審査会について、行政不服審査法第 8 1 条第 4 項の規定により同審査会の組織及び運営について定めるため必要があるため。</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 審査会の担当事務を、行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理することとするもの</p> <p>イ 審査会の組織、会議等について規定するもの</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 1 条第 4 項</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>これまで瀬戸市行政不服審査会運営規則に基づき運営されていたものを条例で規定するもので、取扱いに変わるものはない。</p>

第 6 5 号議案	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例制定の理由</p> <p>地方公務員法の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を整備する必要があるため。</p> <p>また、令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>	
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 対象となる条例</p> <p>ア 地方公務員法の一部改正等に伴うもの 13 件</p> <p>(ア) 一部改正 12 件</p> <p>瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、瀬戸市職員定数条例、瀬戸市職員の分限に関する条例、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、瀬戸市職員の育児休業に関する条例、瀬戸市職員の定年等に関する条例、瀬戸市職員の給与に関する条例、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例、瀬戸市職員の退職手当に関する条例、瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例</p> <p>(イ) 廃止 1 件</p> <p>瀬戸市職員の再任用に関する条例</p> <p>イ 人事院勧告を考慮したもの 1 件</p> <p>瀬戸市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 地方公務員法の一部改正等に伴うもの</p> <p>(ア) 令和 5 年度から職員の定年を 60 歳から 65 歳まで、2 年につき 1 歳ずつの段階的な引上げを行う。</p> <p>(イ) 定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入する。</p> <p>(ウ) 定年引上げにより 65 歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60 歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制を導入する。</p> <p>(エ) 当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務の意思確認に努める。</p> <p>(オ) 当分の間、職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後、給料月額を 60 歳時点の 7 割水準に設定（給料月額 7 割措置）する。</p> <p>(カ) 当分の間、職員が 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定する。また、給料月額 7 割措置により、減額前の給</p>	

料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例を導入する。

- (キ) 現行の再任用制度を廃止し、定年引上げ期間中においても65歳までの継続任用を可能とするため、令和14年3月31日までの間、暫定再任用制度を導入する。

イ 人事院勧告を考慮したもの

- (7) 一般職の職員の給料月額について、大卒程度に係る初任給を3,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給を平均0.3パーセント引き上げる。

- (イ) 一般職の職員（再任用職員を除く。）の勤勉手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。

	6月	12月
令和4年度	0.95月	1.05月（0.1月分増） （現行0.95月）
令和5年度以降	1.00月（0.05月分増） （現行0.95月）	1.00月（0.05月分増） （現行0.95月）

- (ウ) 一般職の職員（再任用職員に限る。）の勤勉手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。

	6月	12月
令和4年度	0.45月	0.5月（0.05月分増） （現行0.45月）
令和5年度以降	0.475月（0.025月分増） （現行0.45月）	0.475月（0.025月分増） （現行0.45月）

(3) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日、令和4年12月27日（令和4年4月1日から適用）又は令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。

3 条例制定に係る根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

4 条例制定に伴う影響、効果等

- (1) 定年引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用し、次の世代に知識、技術、経験等を継承していくことができる。
- (2) 階層に応じ、職員の年収が約9,042円から74,624円までの範囲で増額となる。平均で、部長級は57,953円、課長級は52,025円、課長補佐級は46,006円、係長級は37,077円、主任級は60,213円、主事級は73,506円、主事補級は58,735円の増額となる。また、再任用職員は14,273円の増額となる。

第66号議案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について																
担当課・係名	人事課 人事給与係																
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和4年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>																
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 給料月額を次の表に掲げるとおり1,000円引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000円</td> <td>375,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1.625月</td> <td>1.675月(0.05月分増) (現行1.625月)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度以降</td> <td>1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)</td> <td>1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)</td> </tr> </tbody> </table>		号給	改正後	改正前	1	376,000円	375,000円		6月	12月	令和4年度	1.625月	1.675月(0.05月分増) (現行1.625月)	令和5年度以降	1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)	1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)
号給	改正後	改正前															
1	376,000円	375,000円															
	6月	12月															
令和4年度	1.625月	1.675月(0.05月分増) (現行1.625月)															
令和5年度以降	1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)	1.65月(0.025月分増) (現行1.625月)															
	<p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和4年12月27日(令和4年4月1日から適用)又は令和5年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>																
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項</p>																
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>特定任期付職員の年収が、38,420円の増額となる。</p>																

第 6 7 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1 条例改正の理由	令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>1. 625 月</td> <td>1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 以降</td> <td>1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)</td> <td>1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 4 年 1 2 月 2 7 日 (令和 4 年 1 2 月 1 日から適用) 又は令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>			6 月	1 2 月	令和 4 年度	1. 625 月	1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)	令和 5 年度 以降	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)
	6 月	1 2 月									
令和 4 年度	1. 625 月	1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)									
令和 5 年度 以降	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)									
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 3 条第 4 項										
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>議長の年収が 3 9, 8 0 3 円、副議長の年収が 3 4, 8 7 3 円、常任委員会 (予算決算委員会を除く。以下同じ。) 及び議会運営委員会の委員長の年収が 3 3, 4 2 3 円、常任委員会及び議会運営委員会の副委員長の年収が 3 3, 0 6 0 円、議員の年収が 3 2, 6 9 7 円増額となる。</p>										

第 6 8 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>										
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>1. 625 月</td> <td>1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 以降</td> <td>1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)</td> <td>1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 4 年 1 2 月 2 7 日 (令和 4 年 1 2 月 1 日から適用) 又は令和 5 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>			6 月	1 2 月	令和 4 年度	1. 625 月	1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)	令和 5 年度 以降	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)
	6 月	1 2 月									
令和 4 年度	1. 625 月	1. 675 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 625 月)									
令和 5 年度 以降	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)	1. 65 月 (0. 025 月分増) (現行 1. 625 月)									
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 4 条第 3 項</p>										
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市長の年収が 7 5, 3 0 0 円、副市長の年収が 6 1, 8 0 0 円、教育長の年収が 5 5, 0 0 0 円増額となる。</p>										

第69号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて
担当課・係名	環境課 ごみ減量係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 買入物件 瀬戸市指定ごみ袋</p> <p>(2) 形状、種類及び枚数</p> <p style="padding-left: 40px;">低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型・ベロ付き ・マチ有り）10枚1セット</p> <p style="padding-left: 40px;">燃えるごみ</p> <p style="padding-left: 80px;">45リットル 3,797,000枚</p> <p style="padding-left: 80px;">30リットル 3,824,500枚</p> <p style="padding-left: 80px;">20リットル 1,826,500枚</p> <p style="padding-left: 40px;">燃えないごみ</p> <p style="padding-left: 80px;">40リットル 438,500枚</p> <p style="padding-left: 80px;">20リットル 104,750枚</p> <p>(3) 買入価額 80,933,820円</p> <p>(4) 買入先 静岡県沼津市松長714番地の5 サーモ包装株式会社</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>(1) パブリックコメント及び説明会において、市民から多くの要望のあった手提げ型及びマチ有りの袋を採用する。</p> <p>(2) 有料化制度実施後に現在の袋と明確に区別するため、色を変更する。色については、燃えるごみをオレンジ、燃えないごみをライトブルーとする。</p>

第70号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>子どもの権利擁護委員を設置するに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>子どもの権利擁護委員を次のとおり設置する。</p> <p>ア 担当事務 子どもの権利擁護に関する事務</p> <p>イ 委員の定数 3人以内</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和5年1月1日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>瀬戸市子どもの権利条例第17条に規定する子どもの権利擁護委員を設置し、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済し、子どもの権利を保障することができる。</p>

第 7 1 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>子どもの権利擁護委員の報酬を定めるに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>子どもの権利擁護委員の報酬を、日額 20,000 円とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 5 年 1 月 1 日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>子どもの権利擁護委員としての担当事務に対する報酬を支給することができる。</p>

第72号議案	瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	観光課 瀬戸蔵係
1 議案提出の理由	瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアム</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地 株式会社ケイミックスパブリックビジネス</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 蔵所町1番地の1</p> <p>(2) 敷地面積 9,462.59㎡</p> <p>(3) 延床面積 本館棟 11,201.67㎡ 駐車場棟 5,092.93㎡</p> <p>(4) 施設内容</p> <p>1 階 貸館受付窓口、事務室、飲食店舗、物販店舗</p> <p>2 階 瀬戸蔵ミュージアム、つばきホール、楽屋1・2、市民ギャラリー</p> <p>3 階 特別会議室、産業支援センター、リハーサル室</p> <p>4 階 会議室1～5、多目的ホール</p> <p>その他 展望塔、有料駐車場（189台）、駐輪場（14台）、倉庫、関係者・来客用駐車場（大型バス9台、マイクロバス6台、乗用車35台）</p>

第73号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画認定事務、建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務等に係る手数料の区分を一部削除及び新設する等の改正</p> <p>ア 「住戸のみに係るもの」の区分を削除する。(変更認定を除く。)</p> <p>イ 「建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの」の区分を「建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの」に変更する。</p> <p>ウ 「複合建築物の非住宅部分に係るもの」の区分を新設する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>【低炭素建築物新築等計画認定】</p> <p>市街化区域等において、新築等の計画が<u>低炭素建築物新築等計画認定基準(※1)</u>に適合する場合は、所管行政庁の認定を受けることができ、認定された建築物の<u>低炭素化に資する設備(※2)</u>の床面積は、容積率に算入されないことからより大きい建築物を建てることことができる。</p> <p>※1 新築等の計画が外皮の熱性能等の国基準に適合していること、再生可能エネルギーの導入、低炭素化に資する措置を講じていること、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針及び資金計画が適切なものであること。</p> <p>※2 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備、燃料電池設備、コージェネレーション設備、蓄電池、全熱交換器、雨水、井戸水又は雑排水の利用設備等</p> <p>【建築物エネルギー消費性能向上計画認定】</p> <p>新築等の計画が外皮の熱性能等の国基準に適合する場合は、所管行政庁の認定を受けることができ、認定された建築物の<u>省エネ性能向上のための設備(※)</u>の床面積は、容積率に算入されないことから、より大きい建築物を建てることことができる。</p> <p>※ 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備、蓄熱設備、全熱交換機器等</p>	

第 7 4 号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>愛知県道路占用料条例の一部改正を考慮し、道路占用に係る占用料を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>道路占用に係る占用料の一部を改定する。</p> <p>ア 主な改定内容（減額になるもの）</p> <p>道路法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物（電柱、電話柱等）等の占用料単価が、6. 3 %から 1 6. 6 %までの減額となる。</p> <p>イ 主な改定内容（増額になるもの）</p> <p>道路法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設（祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの等）等の占用料単価が、4. 3 %から 9. 1 %までの増額となる。</p> <p>ウ 新たに設ける占用料</p> <p>道路法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設（自動運行補助施設）について、新たに占用料を設ける。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日又は令和 5 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 5 条、第 2 2 8 条</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>地域情勢を踏まえ見直しがされた愛知県の占用料と同額に改定することで、現状の適正化を図るもの。</p>	

第75号議案	瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>愛知県道路占用料条例の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例及び瀬戸市河川管理条例との整合を図るに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>公共用物の管理に係る占用料について、土地占用料の一部を改定する。</p> <p>※ 改正後の瀬戸市道路占用料条例で定める額と同額。</p> <p>※ 公共用物とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川法が適用又は準用されない河川並びに溝きよ、水路、湖沼、ため池及び堤防 ○ 道路法が適用されない道路のうち国及び市の所有に係るもの <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和5年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条、第228条</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>瀬戸市道路占用料条例、瀬戸市河川管理条例との整合を図るもの。</p>	

第76号議案	瀬戸市河川管理条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例との整合を図るに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>河川の管理に係る占用料について、土地占用料の一部を改定する。</p> <p>※ 改正後の瀬戸市道路占用料条例で定める額と同額。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和5年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条、第228条</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>瀬戸市道路占用料条例、瀬戸市公共用物の管理に関する条例との整合を図るもの。</p>

2 予算関係

- 第77号議案 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第10号）
- 第78号議案 令和4年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第79号議案 令和4年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 第80号議案 令和4年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第81号議案 令和4年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第82号議案 令和4年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第83号議案 令和4年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

3 人事関係

- 同意第9号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について
（行政委員会事務局）
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和5年1月19日）に伴うもの
- 同意第10号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について
（行政委員会事務局）
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和5年1月21日）に伴うもの
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について （健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和5年3月31日）に伴うもの
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について （健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和5年3月31日）に伴うもの

4 報告関係

報告第17号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和4年 10月24日	令和4年8月31日共栄通7丁目地内において、相手方軽乗用自動車が生道を走行中、道路の陥没部分にはまり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金10,313円を支払う。
2	令和4年 10月28日	令和4年8月25日南ヶ丘町地内において、相手方軽乗用自動車が生道を走行中、道路の陥没部分にはまり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金276,113円を支払う。

令和4年度 12月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 10月補正まで B	12月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	40,160,000	3,533,023	1,100,856	264,207		① 119,583 ② 717,066	44,793,879	104.2%	
特 別 会 計	25,121,000	68,912	51,872	16,186		7,977 27,709	25,241,784	103.4%	
国民健康保険事業	11,976,000		10,238			10,238	11,986,238	103.6%	
春雨墓苑事業	31,000		132			132	31,132	99.8%	
介護保険事業	10,805,000	68,912	41,397	16,186		7,977 17,234	10,915,309	104.2%	
後期高齢者医療	2,309,000		105			105	2,309,105	99.4%	
企業会計	8,572,178	4,660	56,994			186 56,808	8,633,832	110.2%	
水道事業	4,416,253	3,000	31,543			186 31,357	4,450,796	123.4%	
下水道事業	4,155,925	1,660	25,451			25,451	4,183,036	99.0%	
合 計	73,853,178	3,606,595	1,209,722	280,393	0	127,746 801,583	78,669,495	104.6%	

①「その他」の説明
 ・寄附金 105,000
 ・繰入金 14,000
 ・諸収入 583
 ②「一般財源」の説明
 ・繰入金 24,847
 ・繰越金 677,130
 ・諸収入 15,089

2 一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰対策分)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	福祉保健センター施設管理	5,214				5,214	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、指定管理施設の運営に支障が生じないようにするため、指定管理者への支援として、指定管理委託料のうち光熱水費の高騰分を増額するもの。
	地域型保育事業所運営費等補助金	324	216			108	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、県支出金を受け、事業者へ補助金を交付するもの。
	民間保育所運営費補助金	6,258	4,172			2,086	
	保育所管理運営	5,538				5,538	
	公立保育所運営	834				834	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費または委託料の増額を行うもの。
	のぞみ学園管理運営	120				120	
商 工 費	新世紀工芸館施設管理	3,081				3,081	
	瀬戸染付工芸館施設管理	303				303	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、指定管理施設の運営に支障が生じないようにするため、指定管理者への支援として、指定管理委託料のうち光熱水費の高騰分を増額するもの。
土 木 費	公園施設整備	1,000				1,000	
教 育 費	体育施設管理運営	6,563				6,563	

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	ふるさと納税推進	54,194			53,944	250	ふるさと納税の増加に対応するため、必要となる事務費を増額し、ふるさと応援基金積立金を増額するもの。
	ふるさと応援基金積立金	46,056			46,056		
	共用車両管理	5,000			5,000		カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進するため、寄附金を受け、電気自動車を購入するもの。
	個人番号カード交付	3,886	3,886				マイナンバーカードの申請に係る利便性向上のため、国庫補助金を受け、出張申請の拡充にあたり必要となる費用等を増額するもの。
民 生 費	子どもの権利擁護委員	180				180	権利の侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利条例に基づき設置する子どもの権利擁護委員の報酬を追加するもの。
総 務 費 他	庁舎等光熱水費	107,653				107,653	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、施設の運営に支障が生じないようにするため、本庁舎等の公共施設における光熱水費を増額するもの。

- (3) 繰越明許費の追加
 財政管理事業、共用車両管理事業、中水野駅地区区画整理事業、公園施設整備事業、瀬戸川文化プロムナード市街地整備事業
- (4) 債務負担行為の変更及び追加
 広報せと作成業務委託、外国人英語指導助手派遣業務委託、ごみ袋流通等管理業務委託、公園用地取得(令和4年度土地開発公社先行取得)
- (5) 上記のほか人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の補正を行うもの。
- (2) 介護保険事業特別会計
 令和3年度の国庫補助金等の精算による返還金、保険給付費及び地域支援事業費の増額による補正を行うもの。
- (3) 上記のほか、各特別会計において人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

4 企業会計

各企業会計において、人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正、エネルギー価格の高騰に伴う光熱水費等の補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和4年10月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
朝井 賢次	R4. 5. 10	R4. 5. 10	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和4年10月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和4年10月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
※ 令和3年11月22日から1名欠員			